

小布施まちづくり委員会 会則

1. 総則

(1) 名称

本会は、「小布施まちづくり委員会」と称する。

(2) 目的

本会は、暮らしやすく、住む喜びのある町民主体の自治に向けて、より多くの声の集約と、町民が持つ知恵や力をまちづくりに活かすことを目的とする。

(3) 役割

本会は、幅広い参画と情報共有を進め、町民同士、あるいは、町民・議会・行政が、お互いに役割と責任を自覚し、交流と対話を深め信頼関係を築き、自由な議論の中で合意形成・課題解決を図るための、誰にも開かれた町民活動の場とする。

2. 委員

(1) 委員の要件

委員の要件は、町内外を問わず、小布施のまちづくりに参画しようとする16歳以上の人とする。

(2) 委員の募集

委員の募集は、公募または推薦によることとし、申込みは随時受け付けるものとする。

(3) 委員報酬など

委員に対する報酬、手当の類は支給しない。

3. 役員

(1) 役員の構成

本会に、次の役員を置く。

- ① 会長 1人
- ② 副会長 2人
- ③ 幹事 各部会長及び編集長
- ④ 監査 2人

(2) 役員の職務

- ① 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- ③ 幹事は、本会の円滑な運営のために必要な業務を行う。
- ④ 監査は、会計の執行状況を監査する。

(3) 役員の選任

- ① 会長は、委員の互選による。
- ② 副会長及び監査は、委員の中から会長が指名し、全体会の承認を必要とする。

(4) 役員の任期

- ① 役員の任期は1年間とし、再任を妨げない。

② 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4. 全体会

(1) 全体会の開催

全体会は、年1回開催するほか、必要に応じて臨時会を開催する。

(2) 全体会の役割

全体会の主な役割は、次のとおりとする。

- ① 役員の選出及び承認
- ② 予算の決定及び決算の承認
- ③ 検討テーマ及びスケジュールの決定
- ④ 検討テーマの最終討議及び提言等の承認
- ⑤ 学習会または研修等の実施
- ⑥ 会則等の制定改廃、パートナーシップ協定の締結など、全体に関わる事項の承認

5. 組織

(1) 運営委員会の設置

本会の企画、運営に関する事項を協議するため、運営委員会を置く。

① 運営委員会の構成

運営委員会は、監査を除く役員で構成する。また、副会長から会計担当1人を選出する。

② 運営委員会の役割

運営委員会の主な役割は、次のとおりとする。

- ア 運営方法の検討
- イ 検討テーマ案の作成
- ウ 全体調整、進捗管理
- エ 情報収集、資料作成
- オ その他、会場設営、記録整理、会計処理など

(2) 部会の設置

全体会で決定した検討テーマなどに応じて、部会を設置することができる。

① 部会の役割

部会の主な役割は、次のとおりとする。

- ア 部会長及び副部会長の選出
- イ 部会における検討スケジュールの決定
- ウ 検討テーマに関する調査、学習、意見収集及び実践
- エ 検討テーマについての議論、意見集約
- オ 検討テーマに応じた提言案の作成

(3) 広報委員会の設置

本会の活動に必要な町民への広聴及び本会活動の広報並びに情報提供を行うため、広報委員会を置く。

① 広報委員会の構成

広報委員会は、会長及び委員から選出された広報委員並びに各部会長から成る編集委員で構成する。なお、広報委員は、編集委員を兼ねる。

② 広報委員の役割

広報委員の役割は、本会活動に係る広報広聴全般に取り組むものとする。

③ 編集委員の役割

編集委員の役割は、まちづくりボイスの記事収集及び編集等発行業務に従事するものとする。

(4) 事務局の設置

パートナーシップ協定に基づき、事務局は小布施町役場に置く。

① 事務局の役割

事務局の主な役割は、次のとおりとする

ア 全体の申込み、問い合わせ窓口

イ 全体会、部会などの日程調整と会場の確保

ウ 行政、議会、各種団体等との連絡調整

エ その他、通知、資料等の印刷、発送など

6. 会計

本会の運営に必要な経費は、助成や寄付などでまかなうほか、必要に応じて委員から会費を徴収する。

7. パートナーシップ協定

本会は、目的を実現するための町民の自主的・自立的な組織として、小布施町とパートナーシップ協定を締結する。

8. その他

(1) 本会則の施行にあたり必要な細則及び基本ルールは、別に定める。

(2) 本会則は、全体会で協議のうえ、改正することができる。また、本会則に定めのない事項は、全体会で協議のうえ決定する。

附 則

1. 本会則は、平成20年4月23日より施行する。

附 則

1. 本会則は、平成30年4月19日から施行する。